

【表紙】

| | |
|---------------|---|
| 【提出書類】 | 公開買付届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成26年8月13日 |
| 【届出者の氏名又は名称】 | 株式会社AMK |
| 【届出者の住所又は所在地】 | 東京都世田谷区代沢五丁目5番6号 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都千代田区神田小川町1丁目8番8号神田小川町東誠ビル5Fライ ブラ法律会計事務所 |
| 【電話番号】 | 03-6206-9666 |
| 【事務連絡者氏名】 | 弁護士 小野 聡 |
| 【代理人の氏名又は名称】 | 該当事項はありません。 |
| 【代理人の住所又は所在地】 | 該当事項はありません。 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 該当事項はありません。 |
| 【電話番号】 | 該当事項はありません。 |
| 【事務連絡者氏名】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社AMK (東京都世田谷区代沢五丁目5番6号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社AMKをいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、プラネックスホールディング株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注10) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。

第1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

ブラネックスホールディング株式会社

2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、対象者の株券等を取得及び所有すること等を主たる事業の内容として平成26年7月11日に設立された株式会社であり、本書提出日現在において、対象者の普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）を4,024,400株（所有割合52.94%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、別途の記載がある場合を除き、所有割合の計算において同様に計算しております。））を所有する対象者の筆頭株主であるドリームイメージズ有限会社（以下「D I社」といいます。）がその発行済株式の全てを所有し、対象者普通株式926,108株（所有割合12.18%）を所有する対象者の第二位株主であり、対象者の代表取締役会長の久保田克昭（以下「久保田氏」といいます。）が、その代表取締役を務めております。なお、久保田氏はD I社の発行済株式の全てを所有しております。

(注1) 所有割合とは、対象者が平成26年8月12日に公表した平成26年12月期第2四半期決算短信[日本基準]（連結）（以下「対象者平成26年12月期第2四半期決算短信」といいます。）に記載された平成26年6月30日現在の対象者普通株式の発行済株式総数（9,657,500株）から対象者が所有する自己株式数（2,056,200株）を除いた数（7,601,300株）に対する割合をいいます。以下同じです。

(注2) 久保田氏は対象者の役員持株会の会員であり、役員持株会における持分として、17,008株（小数点以下を切り捨て、所有割合0.22%）に相当する対象者普通株式を間接的に保有しており、上記の久保田氏の所有普通株式数には、当該役員持株会における持分として間接的に保有している対象者普通株式を含んでおります。以下同じです。

今般、公開買付者は、D I社及び久保田氏（以下、D I社及び久保田氏を総称して「対象者支配株主」といいます。）が所有する対象者普通株式（合計4,950,508株（所有割合65.13%））を除く、対象者の発行済普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することにより、対象者の普通株式を非公開化させ、対象者の株主を公開買付者と対象者支配株主のみとするための取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することといたしました。

なお、本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注3）に該当し、久保田氏は、本取引後も継続して対象者の経営にあたることを予定しております。

(注3) マネジメント・バイアウト（MBO）とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

公開買付者は、後記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数（2）買付け等の価格算定の経緯」に記載のとおり、本公開買付けにおいては買付予定数の過半数に相当する対象者普通株式数（1,325,397株）について対象者の1単元の株式数である100株単位で切り上げた株式数1,325,400株（所有割合で17.44%）を買付予定数の下限として設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません。一方、公開買付者は、対象者の発行済普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及び対象者支配株主が所有する対象者普通株式を除きます。）を取得することにより、対象者普通株式を非公開化することを目的としているため、本公開買付けにおいて、買付予定数の上限を設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

公開買付者は、本公開買付けにより対象者の発行済普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及び対象者支配株主が所有する対象者普通株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、後記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続を実施することを予定しております。また、公開買付者は、久保田氏及びD I社とともに対象会社の安定株主として、対象会社の株式を継続保有することを予定しております。

また、対象者が平成26年8月12日付けで公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、平成26年8月12日開催の対象者取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのことです。なお、対象者の取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続を経て対象者の株主を公開買付者と対象者支配株主のみとすることを企図していること及び対象者普通株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われるものであるとのことです。詳細については、対象者プレスリリース及び後記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数 (2) 買付け等の価格 算定の経緯」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの背景等

対象者は、平成7年7月に、ネットワーク製品の開発・販売を目的として東京都千代田区にプラネットジャパン株式会社を設立し、その後の事業の拡張に伴い、平成10年2月に商号をプラネックスコミュニケーションズ株式会社に変更し、株式については平成13年7月に日本証券業協会に店頭登録し、平成16年12月に株式会社ジャスダック証券取引所（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）が開設する市場である「JASDAQ（スタンダード）」（以下「JASDAQ」といいます。））に上場するに至っております。また、平成21年10月に対象者グループの持株会社制度への移行に合わせて現在の商号に変更しております。本書提出日現在、対象者グループの事業は対象者を含めて、情報通信・ネットワーク関連製品事業（スマートフォン・タブレットPC周辺機器、パソコン周辺機器、無線LANルータ等のネットワーク機器、ゲーム関連機器、ソフトウェアの開発・製造・販売・保守、広域無線ネットワークシステムの導入支援サービス等）を運営するプラネックスコミュニケーションズ株式会社、自動車流通事業（輸入車ディーラー事業、中古車流通事業、自動車整備事業等）を運営するプラネックスカーズ株式会社、店頭外国為替証拠金取引等事業（FX事業、システムトレードサービス）を運営するPLANEX TRADE.COM株式会社、不動産事業（賃貸用不動産の管理運営）を運営する対象者の計4社により構成されております。

対象者グループの最近の業績動向としては、情報通信・ネットワーク関連製品事業においては、スマートフォンやタブレット端末の普及を背景として、同分野の関連製品の更なる開発販売に取り組むとともに、多機能でありながら簡単に設定可能なネットワークカメラや新規格「11ac」対応の無線LANルータ等、対象者の子会社であるプラネックスコミュニケーションズ株式会社の技術を駆使した独自製品の開発、販売に取り組み、また、大型OEM案件の受注活動を継続し、在庫の適正化や固定費の削減等に努め、安定的な収益を継続させる基盤づくりを行いました。PC周辺機器関連の需要減少の影響や、大型案件の売上減少、また急激な円安の影響による仕入原価の上昇により、売上高、営業利益は減少傾向にあります。自動車流通事業においては、平成22年の事業開始以来、事業規模の拡大と利益率の高い小売販売、自動車整備や自動車保険販売等の付随サービスの提供に努め、平成25年には輸入車ディーラー分野への進出を行うなど、自動車分野における総合的なサービス範囲の拡大に努めてまいりました。しかしながら、B to B分野においては一定の基盤づくりができた一方、利益率の高いB to C分野においての拡大が遅れており、平成26年に入り、大雪による来客数減少とその後の物流の混乱に起因する売上の計画未達や消費税増税後の需要低下を踏まえた中古車相場の大幅な下落による影響を受け、多額の在庫評価減の計上等で大きく営業赤字を計上をする結果となっております。店頭外国為替証拠金取引等事業においては、前連結会計年度に行った株式会社DMM.com証券への事業譲渡の後、新しい金融サービス開発投資（PLANEX BINARY）に注力し、自動売買プログラムによるFXシステムトレードサービス「シストレ.COM」の提供を開始して、当初は順調に口座数・預り証拠金を伸ばしておりましたが、システムトレード分野の競争激化に伴い新規口座開設数が伸び悩み、また、外国為替市場の膠着状態の長期化の影響で顧客の取引量が低調に推移しており、多額の営業赤字の継続を余儀なくされております。

これら各事業セグメントにおける行き詰まりが平成26年度より大きく表面化した結果、対象者は、平成26年5月13日付で平成26年12月期の通期連結業績予想において大幅な下方修正を余儀なくされ、当期純利益ベースでは当初100百万円の予想値を15百万円(115.0%)の赤字に、同期の配当予想については当初5.0円の予想値を無配に修正するとともに、株主優待制度の中止を公表しております。

このような状況を踏まえ、公開買付者の代表取締役であり、対象者の代表取締役会長である久保田氏は、経営資源の選択と集中を行い、抜本的な事業構造改革に速やかに取り組まなければならないと考えるに至りました。具体的には下記の通りです。

- () 情報通信・ネットワーク関連製品事業においては、スマートデバイスの進化とともに、ネットワーク機器が、家電分野はもちろんのこと医療分野やスポーツ分野など生活のさまざまな場面に浸透しております。それに伴いさまざまなアイデアや、技術、規格が生まれては消えていく事業環境にあります。今後、真摯にユーザーの生活利便性を明確に高め競争を勝ち抜くことができる商品開発のためには、こうした新しい技術等をある程度の時間と費用をかけながら検証し、本当に有用なものを取捨選択していくプロセスが必要であり、将来の収益に結び付くか不確実な研究開発投資が増えることが予想され、一時的に業績や財政状態に負荷をかけてしまうこととなります。
- () 自動車流通事業においては、現状のB to B中心の事業構成では、前述の消費税増税といった外部環境に業績が左右される場面が多く、また薄利多売な利益構造とならざるを得ず、ボリュームに比べて利益獲得が伴っていない状況です。今後の成長拡大のためには、高付加価値車輛を市場環境に左右されることなく提供していくため、B to C(リテール)分野に進出していくことが必要です。前事業年度より輸入車ディーラー事業の開始や、東京・横浜方面への拠点開設など、B to C(リテール)分野拡大に努めてまいりましたが、一刻も早く小売りを中心にした事業体制確立を行うと共に、対象者グループのブランドイメージ定着のためのマーケティングの拡大を行う必要があり、当面の間、業績や財政に負荷をかけてしまうこととなります。
- () 店頭外国為替証拠金取引等事業を営むPLANEX TRADE.COM株式会社においては、平成24年度のGJブランド売却後、従来のFXとは違った新しい金融サービスとしてシステムトレードサービス「シストレ.COM」やバイナリーオプションサービス「PLANEX BINARY」を中心に提供を始めました。事業開始後は順調な拡大をしておりましたが、平成25年度後半からの為替市場の膠着の影響や、マーケティング施策の失敗もあり、損益分岐点までの売上拡大ができず、平成24年12月期連結会計年度以降の2事業年度において赤字が継続しています。今後当事業分野においてこれ以上の投資を継続しても回収できる見通しが立たないことから、対象者が保有するPLANEX TRADE.COM株式会社株式若しくは同社の事業の売却、当該事業の停止若しくは大幅な縮小、又は、同社の解散・清算を行う予定です。ついては、これらに伴う費用の発生が見込まれます。
- () これらの施策が期待通りの成果を挙げることができるかは、対象者の中長期的な経営努力のみならず将来における市場環境、技術動向等に大きく左右される可能性があり、目的を達成できるかは不確実であります。
- () 現状の資金ポジションや昨今の間接金融における超低金利環境を踏まえると資本市場からの資金調達のコストは高くなく、現状では上場維持コストに見合うだけの上場メリットを享受できていないと考えております。

このような点を踏まえ、対象者が上場を維持したままかかる施策を実行した場合には、短期的には利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化をもたらすリスクがあり、対象者の一般株主の皆様に対して多大なる悪影響を与えてしまう可能性が高く、他方、かかるリスクを最小限に抑えるために、かかる施策を縮小し、先延ばしにすることは、対象者の長期的な競争力・収益を弱めることにつながる可能性があるとの認識に至り、平成26年5月下旬頃から本取引に関する構想を持ちはじめ、平成26年6月初旬頃から、本取引の実施についての具体的な検討を開始し、対象者が今後も株式の上場を維持することによるメリット、デメリット等を慎重に勘案した結果、抜本的な事業再構築により生じる多大なリスクに一般の株主の皆様を晒すことを回避しつつ、投下資本の回収機会を提供することが可能であるマネジメント・バイアウト(MBO)の手法により対象者を非公開化することこそが、対象者の株主の皆様に対して発生する可能性がある上記悪影響を回避し、かつ中長期的な視点からの抜本的かつ機動的な経営戦略を迅速かつ果敢に実践するために最も有効な手段であるという結論に至りました。また、久保田氏は、マネジメント・バイアウト(MBO)により所有と経営を一定の範囲で一致させることにより、意思決定の迅速化と施策の実行力強化を実現し、上記各施策を迅速かつ果敢に実行していくことができると考えております。

以上のような経緯を経て、久保田氏は平成26年5月下旬頃から本取引に関する構想を持ちはじめ、平成26年6月10日に公開買付者及び対象者から独立した法務アドバイザーとしてライブラ法律会計事務所を選定した上で、同氏を除く対象者取締役に対して、対象者のマネジメント・バイアウト(MBO)の実現可能性を検討したい旨の説明をし、同日よりマネジメント・バイアウト(MBO)の実現可能性を精査した上で、対象者に対して平成26年7月8日にマネジメント・バイアウト(MBO)に関する提案書を提出し、平成26年7月11日付で、本取引を実行するための買収目的会社として公開買付者を設立いたしました。

そして、公開買付者及びその代表取締役である久保田氏は、対象者との間で本取引の諸条件について協議・交渉を重ねた上で、本取引に伴うメリット・デメリット及び対象者普通株式の上場維持の意義等を総合的に勘案した結果、公開買付者は、平成26年8月12日に、本取引の一環として本公開買付けを行うことを決定いたしました。

本公開買付け実施後の経営方針等

本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)に該当し、対象者の代表取締役会長である久保田氏は、本公開買付け終了後も、特段の事情がない限り、継続して対象者の経営にあたることを予定しており、前述した対象者グループの事業改革を強力に推進していく予定です。

また、公開買付者と対象者の取締役及び監査役との間には、公開買付け後の役員就任について特段の合意はありませんが、公開買付者は、本公開買付け実施後に対象者の役員構成を含む経営体制を変更する予定は有していません。

(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがマネジメント・バイアウト(MBO)の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付けにおける対象者普通株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、主として以下の措置を実施しました。

- 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
- 対象者における第三者委員会の設置
- 対象者における外部の法律事務所からの助言
- 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認
- 買付予定数の下限の設定
- 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

以上の詳細については、後記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数 (2) 買付け等の価格 算定の経緯」をご参照ください。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けが成立し、本公開買付けにより対象者の発行済普通株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式及び対象者支配株主が所有する対象者普通株式を除きます。)を取得することができなかった場合には、本公開買付け成立後に、以下に述べる方法により、公開買付者が対象者の発行済普通株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式及び対象者支配株主が所有する株式を除きます。)を取得するための手続(以下「本全部取得手続」といいます。)を実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けの成立後、公開買付者は、対象者が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）の規定する種類株式発行会社となるために対象者において普通株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うこと、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じとします。）を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び全部取得条項が付された対象者普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類対象者の株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、対象者に対して要請する予定です。

また、本臨時株主総会にて上記のご承認をいただき、上記に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となります。そして、上記に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の上記の承認に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となるため、公開買付者は、対象者に対し、本臨時株主総会の開催日と同日を開催日とし、上記の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の開催を要請する予定です。

なお、本臨時株主総会及び本種類株主総会上記各議案が上程された場合、公開買付者及び対象者支配株主は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）が対象者に取得されることとなり、対象者の株主の皆様（但し、対象者を除きます。）には当該取得の対価として対象者の別個の種類株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者の別個の種類株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該対象者の別個の種類株式を公開買付者または対象者に売却すること等によって得られる金銭が交付されます。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者の別個の種類株式の売却の結果、当該株主の皆様に交付されることになる金銭の額については、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付される対象者の別個の種類株式の内容及び数は本書提出日現在未定ですが、かかる株式の数については、対象者の株主が公開買付者及び対象者支配株主のみとなるよう、公開買付者及び対象者支配株主以外の対象者の株主の皆様に対して交付する数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

なお、全部取得条項が付された対象者普通株式の取得対価として交付されることとなる対象者の別個の種類株式の上場申請は行われたい予定です。

公開買付者は、原則として平成26年11月頃を目処に本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催するよう、対象者に要請することを予定しており、対象者プレスリリースによれば、対象者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会の具体的な手続及び実施時期等については、決定次第、速やかに公表する予定とのことです。

上記手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、上記の全部取得条項が付された対象者普通株式の全部の取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。この方法による場合、1株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

なお、上記会社法第172条等に基づく株式取得価格の決定の申立てとは別に、上記の定款変更に関連して、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従い、株主はその所有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨の規定がございますが、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項の買取価格決定の申立ての申立適格を欠くと判断される可能性があります。

また、上記方法については、本公開買付け後の公開買付者及び対象者支配株主の対象者普通株式の所有状況、公開買付者及び対象者支配株主以外の対象者の株主の皆様を対象者普通株式の所有状況又は関係法令についての当局の解釈等の状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法に変更し、また、上記方法又は当該他の方法の実施に時間を要する可能性があります。但し、他の方法に変更する場合であっても、対象者の株主が公開買付者及び対象者支配株主のみとなるよう、本公開買付けに応募されなかった株主の皆様に対しては、最終的に金銭のみを交付する方法の採用を予定しており、この場合に、当該株主の皆様には、最終的に金銭の額についても、本公開買付け価格に当該各株主の皆様が所有していた対象者普通株式の数に乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。以上の場合における具体的な手続及び実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

また、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様への賛同を勧誘するものではなく、また、そのように解釈されるべきものでもございません。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者普通株式は、本書提出日現在、JASDAQに上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、対象者の株主を公開買付者及び支配株主のみとするために本全部取得手続を行うことを予定しておりますので、本公開買付けの成立後に、前記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続が実行された場合には、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者普通株式をJASDAQにおいて取引することはできません。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、対象者支配株主であるDI社及び久保田氏が所有する対象者普通株式合計4,950,508株（所有割合65.13%）について、本公開買付けに応募しない旨を合意しております。

また、公開買付者は、対象者支配株主より、本公開買付けが成立した場合に、前記本株主総会及び本種類株主総会において本全部取得手続に関連する議案に賛成する旨の同意を得ております。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

| | |
|---------|--|
| 買付け等の期間 | 平成26年8月13日(水曜日)から平成26年9月25日(木曜日)まで(30営業日) |
| 公告日 | 平成26年8月13日(水曜日) |
| 公告掲載新聞名 | 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/) |

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

| | |
|------------------|--|
| 株券 | 普通株式 1 株につき金600円 |
| 新株予約権証券 | |
| 新株予約権付社債券 | |
| 株券等信託受益証券 () | |
| 株券等預託証券 () | |
| 算定の基礎 | <p>公開買付者は、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去のマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われた発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの事例及び本公開買付けに対する応募の見直し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉を経て、最終的に平成26年8月4日に本公開買付価格を600円に決定いたしました。</p> <p>公開買付者は、本公開買付価格の決定に際し、対象者の財務情報等の一般に公開されている情報に基づきつつ類似事例におけるプレミアム率を参考にする等、対象者の株式価値に関する諸要素を総合的に考慮した上で、対象者との真摯な協議・交渉の結果等を踏まえて第三者機関の算定書は取得しておりません。</p> <p>本公開買付価格である600円は、本公開買付け公表日の前営業日である平成26年8月11日のJASDAQにおける対象者普通株式の普通取引終値の421円に対して42.5%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成26年7月14日から平成26年8月11日まで）の普通取引終値の単純平均値433円（小数点以下四捨五入）に対して38.6%（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成26年5月12日から平成26年8月11日まで）の普通取引終値の単純平均値440円（小数点以下四捨五入）に対して36.4%（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成26年2月12日から平成26年8月11日まで）の普通取引終値の単純平均値508円（小数点以下四捨五入）に対して18.1%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。また、本書提出日の前営業日である平成26年8月12日のJASDAQにおける対象者普通株式の普通取引終値の430円に対して、39.5%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。</p> <p>（本公開買付価格の決定に至る経緯）</p> <p>対象者の代表取締役会長である久保田氏は、平成26年5月下旬頃から本取引に関する構想を持ちはじめ、平成26年6月10日に公開買付者及び対象者から独立した法務アドバイザーとしてライブラ法律会計事務所を選定した上で、同氏を除く対象者取締役に対して、対象者のマネジメント・バイアウト（MBO）の実現可能性を検討したい旨の説明をし、同日よりマネジメント・バイアウト（MBO）の実現可能性を精査した上で、対象者に対して平成26年7月8日にマネジメント・バイアウト（MBO）に関する提案書を提出し、平成26年7月11日付で、本取引を実行するための買収目的会社として公開買付者を設立いたしました。</p> <p>そして、公開買付者及びその代表取締役である久保田氏は、対象者との間で本取引の諸条件について協議・交渉を重ねた上で、本取引に伴うメリット・デメリット及び対象者普通株式の上場維持の意義等を総合的に勘案した結果、公開買付者は、平成26年8月12日に、本取引の一環として本公開買付けを行うことを決定いたしました。</p> <p>（買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）</p> <p>公開買付者及び対象者は、本公開買付けがマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、主として以下の措置を実施しました。</p> <p>なお、以下の記載のうち対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。</p> |

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、公開買付者及び対象者から独立し、また、本取引に関し独立性を有する第三者算定機関であるタレス・トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社（以下「対象者算定機関」といいます。）に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成26年8月11日付で株式算定書を取得したとのことです。なお、対象者算定機関は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。なお、対象者は、対象者算定機関から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

対象者算定機関は、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提のもと、対象者普通株式について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者普通株式が上場しており、株式市場において形成された客観的な株式価値を表すことができるということから市場株価法を、また、対象者の収益力や事業リスクを適切に株式価値に反映させることが可能であるという観点からDCF法を、さらに対象者と事業内容や事業リスクの観点から類似する上場会社との比較分析を行うという観点から類似会社比較法を採用し、これらの各手法を用いて、対象者普通株式の株式価値を算定しているとのことです。対象者算定機関が上記各手法に基づき算定した対象者普通株式の1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法 434円から510円

DCF法 417円から460円

類似会社比較法 302円から320円

市場株価法では、直近6ヶ月における対象者普通株式の市場取引の状況等を勘案し、平成26年8月8日を基準日として、対象者普通株式の直近1ヶ月の株価終値単純平均値434円（小数点以下四捨五入）、直近3ヶ月の株価終値単純平均値442円（小数点以下四捨五入）及び直近6ヶ月の株価終値単純平均値510円（小数点以下四捨五入）を基に、対象者普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を434円から510円までと算定しているとのことです。なお、市場株価法で使用している対象者普通株式の株価終値単純平均値についてはJASDAQにおけるものとのことです。

DCF法では、対象者算定機関は、対象者の事業計画をもとに、平成26年7月末日を基準日として、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を踏まえて試算した平成26年12月期（5ヶ月）から平成31年12月期までの6期分の対象者の財務予測に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて事業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲を417円から460円までと算定しているとのことです。割引率は、7.51%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は0%として算定しているとのことです。なお、公開買付者が本取引の実行により将来的に実現可能と考えている抜本的な事業構造改革における各種施策の効果につきましては、収益に与える影響を現時点において具体的に見積もることは困難であるものの、株主の皆様にとってより有利な算定結果となるように、株式価値算定の基礎とされた財務予測等に上記の各施策の効果も一定程度加味しているとのことです。

DCF法の算定の前提とした対象者の財務予測の内容は、以下のとおりとのことです。

まず、(a)平成26年12月期については、下半期については営業赤字と予測しているものの、中間決算までの営業赤字を取り戻すことができず、通期では営業赤字になる見込みとのことです。詳しくは、平成26年8月12日付けで対象者が公表したプレスリリース「第2四半期累計期間業績予想値と実績値との差異及び通期業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。(b)平成27年度については、平成26年度に情報通信・ネットワーク関連製品事業でそれまで大きな売上割合を占めていた大型案件が終了することにもなって売上高が大きく下がることに加え、店頭外国為替証拠金取引等事業においては平成26年度で抜本コスト改善を行い、平成27年度以降は最小限の運営費用に抑えることが可能な体制を整える予定であるものの、収益性が低下した企業体質からの脱却のため投資を行うことによる投資コストが発生する見込みであり、投資コストを補うまでには至らず、営業赤字が継続する予測であるとのことです。(c)平成28年度および平成29年度については、それまでの収益改善のための投資が功を奏し、粗利率が改善し始めるものの、情報通信・ネットワーク関連製品事業における独自製品による高粗利率の実現や自動車流通事業における利益率の高い小売りへのシフトを進める計画ではありますが、平成27年度以上に更なる投資を行うことを予定していることから営業赤字は継続する見込みであるとのことです。(d)なお、平成30年度より、これまでの体質改善が功を奏し、また、上場廃止による上場コストの削減効果もあり、営業赤字に転じることを予測しているとのことです。

DCF法の算定の前提とした対象者の財務予測の具体的な数値は以下のとおりとのことです。なお、当該数値は平成26年8月12日付けで対象者が公表した平成26年12月期の通期連結業績予想の下方修正の影響を織り込んでいるとのことです。

| (金額の単位：百万円) | 平成26年 12月期 (5か月) | 平成27年 12月期 | 平成28年 12月期 | 平成29年 12月期 | 平成30年 12月期 | 平成31年 12月期 |
|-------------------|------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 売上高 | 4,189 | 6,385 | 6,237 | 6,715 | 7,089 | 7,612 |
| 営業利益又は営業 損失() | 43 | 111 | 107 | 48 | 200 | 418 |
| EBITDA | 77 | 74 | 72 | 85 | 228 | 446 |
| フリー・キャッ シュ・フロー | 77 | 74 | 72 | 85 | 228 | 446 |

類似会社比較法では、対象者の主要事業である情報通信・ネットワーク関連製品事業、自動車流通事業、店頭外国為替証拠金取引等事業を営んでいる国内上場会社のうち、対象者との事業モデルの類似性を基準として株式会社メルコホールディングス、株式会社アイ・オー・データ機器（情報通信・ネットワーク関連製品事業）、アップルインターナショナル株式会社、株式会社ATグループ、株式会社ケーユーホールディングス（自動車流通事業）、インヴァスト証券株式会社、株式会社F Xプライム by G M O、株式会社マネーパートナーズグループ（店頭外国為替証拠金取引等事業）の計8社を類似会社として抽出した上、EBITDA倍率、P E R 倍率、P B R 倍率を用いて分析を行い、対象者普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を302円から320円までと算定しているとのことです。

以上より、対象者算定機関から対象者が取得した株式価値算定書においては、対象者普通株式の1株当たりの株式価値の算定結果のレンジは、平成26年8月8日を評価基準日として、市場株価法では434円から510円、D C F 法では417円から460円、類似会社比較法では302円から320円と算定しているとのことです。

また、対象者取締役会は、対象者算定機関より、対象者普通株式の価値算定に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、対象者算定機関による上記算定結果の合理性を確認しているとのことです。

対象者における第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けがM B O のための本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在し得ること等を踏まえ、本取引についての検討を慎重に期し、本公開買付けに対する意見表明に関する対象者の意思決定過程における恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するとともに、対象者の株主の利益を保護することを目的として、平成26年7月24日に、対象者の業務執行を行う経営陣から独立している対象者の社外監査役と、公開買付者及び対象者のいずれからも独立性を有する弁護士である委員によって構成される第三者委員会（第三者委員会の委員としては、荒木裕一（委員長・社外監査役）、山崎貴史（社外監査役）、遠山康（弁護士）の3氏を選定しておりま）を設置したとのことです。そして、対象者は、平成26年7月24日に、当該第三者委員会に対して、（1）本公開買付け及びその後の二段階買収を含む一連の本取引により、対象者の企業価値が向上するか否か、（2）本公開買付けの公正性が担保されているか否か、（3）本取引により公開買付者が対象者の発行済株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及び対象者支配株主が所有する株式を除きます。）を取得することが対象者の少数株主にとって不利益か否か、を検討し対象者取締役会に対して意見を述べることを、を委嘱したとのことです。

第三者委員会は、平成26年7月24日から同年8月11日まで合計5回開催され、上記委嘱事項について、慎重に検討及び協議を行ったとのことです。具体的には、（ ）対象者ないし公開買付者より提出された各検討資料その他必要な情報・資料等の収集及び検討、（ ）公開買付者に対する質問書の送付、（ ）公開買付者の代表取締役である久保田氏及び公開買付者の法務アドバイザーであるライブラ法律会計事務所との面談によるインタビュー調査、（ ）本取引に関する対象者代表取締役社長である池上宏氏との面談によるヒアリング調査等を行い、本公開買付けを含む本取引の概要、本取引の背景、本取引の意義・目的、公開買付者及び対象者の状況、公開買付者及び対象者が意思決定をするに至る経緯・検討過程について、説明を受けるとともに、質疑応答を行ったとのことです。また、第三者委員会は、対象者の代表取締役社長である池上宏氏から、対象者の事業計画について説明を受け質疑応答を行った上で、対象者算定機関が作成した株式価値算定書に基づいて対象者普通株式の価値評価に関する説明及び当該価値評価に関するヒアリング調査をしているとのことです。なお、第三者委員会は、対象者の法務アドバイザーである法律事務所D U O N から本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けているとのことです。

その結果、第三者委員会は、(a) ()対象者においては、現状の資金ポジションや昨今の間接金融市場の超低金利環境により、資本市場からの資金調達ニーズが相対的に減退しており、上場を維持するメリットが相当限定的であることから、上場維持に要するコストに見合う上場メリットが享受できていないこと、()対象者を取り巻く事業環境の悪化等に鑑みて、今後も対象者が競争優位を維持するためには抜本的な事業構造改革が必要であるところ、かかる施策の実施には、多額の先行投資を要し、短期的には対象者の利益やキャッシュ・フローの悪化を招くと共に、最終的な結果が伴わないリスクが相当程度あることから、当該リスクを対象者の既存株主に負担させることは望ましくないとの考えから、本取引を行うことにより一旦対象者を非公開化するという選択肢も十分考えられること、(b)()本公開買付価格は、対象者算定機関による株式価値算定書に照らすと、市場株価法による1ヶ月終値単純平均株価である434円に対して38.2%、3ヶ月終値単純平均株価である442円に対して35.7%、6ヶ月終値単純平均株価である510円に対して17.6%のプレミアムが付された価格であること、DCF法による対象者普通株式の価値である1株417円～460円を上回ること、類似会社比較法による対象者普通株式の価値である1株302円～320円を上回ること、()公開買付者は本公開買付けにおける対象者普通株式の買取価格を他社事例におけるプレミアム率を参考にしてこれと遜色ない価格という観点から決定しているところ、本公開買付価格は平成26年8月8日における対象者株価終値である427円に40.5%のプレミアムが付された価格であり、他社事例におけるプレミアム率に比して不合理なものではないこと、()本公開買付けにおける公開買付期間は30営業日とされており、比較的長期間に設定されていること、()対象者と公開買付者との間では、公開買付者の対抗者が出現した場合に、当該対抗者が貴社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意等は行われていないこと、()対象者においては平成26年5月13日に業績の下方修正を行っているところ、久保田氏が本公開買付けを考え始めたのは平成26年5月下旬であり当該下方修正よりも後であること、()公開買付者は平成26年7月8日に、対象者に対し公開買付価格を同日の対象者普通株式の市場価格(446円)に20%程度のプレミアムを付した価格(535円程度)としたい旨の提案を行い、これに対し、対象者は、公開買付者との間で平成26年5月13日に対象者が業績予測修正をしたことにより株価が下落していることに鑑みると、平成26年7月8日現在の対象者普通株式の市場価格(446円)に20%程度のプレミアムを付加した価格(535円程度)では、合理的なプレミアムが付加されているとは評価できないと判断し、公開買付価格を引き上げることが必要であると考え、平成26年7月31日に、ライブラ法律会計事務所に対し、公開買付価格を上記業績の下方修正の影響を受けていない平成26年5月13日現在における対象者普通株式の市場価格である565円よりも高い価格であり、かつ、平成26年7月31日現在の対象者普通株式の市場価格(441円)に対し30%から40%程度のプレミアムを付した価格(573円から617円程度)に引き上げるよう要求し、その結果、平成26年8月4日、ライブラ法律会計事務所より、公開買付価格を1株600円に引き上げる旨の回答を得ており、公開買付価格に関する交渉が継続的に行われており、当該交渉の結果、公開買付者が対象者の意見を考慮して公開買付価格を増額していること、本公開買付価格である1株600円という価格は当該下方修正の影響を受けていない平成26年5月13日現在における対象者株価終値である565円よりも高い価格であること、短期的にみれば今後対象者の業績はさらに下落する見込みであり、今後株主に対して本公開買付価格である1株600円と同水準での株式売却の機会を提供できない可能性が相当程度存することから、本取引を今行うという判断は合理性を欠くとは言えないこと、(c)()本全部取得手続に際して、これに反対する株主は株式買取請求権及び価格決定請求権を行使することが可能となっていること、()本全部取得手続は本公開買付けの成立後速やかに行われる見込みであり、かつその際に交付される金銭の額は本公開買付価格に対象者の株主の皆様が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるように算定される予定であること、()買付株式数の下限は対象者の発行済株式総数(9,657,500株)から、対象者支配株主が所有する株式(4,950,508株)及び対象者が所有する自己株式数(2,056,200株)を除いた数(2,650,792株)の過半数に相当する株式数(1,325,397株)について対象者の1単元の株式数である100株単位で切り上げた株式数(1,325,400株、所有割合:17.44%)とされており、下限設定の水準として不合理であるとは言えないこと等から、(1)本公開買付け及びその後の二段階買収を含む一連の取引により、対象者の企業価値は中長期的には向上し得ると認め得ること、(2)本公開買付価格の公正性は担保されていると認め得ること、(3)本取引により公開買付者が対象者の発行済株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式及び対象者支配株主が所有する株式を除く。)を取得する取引は対象者の少数株主にとって不利益とまでは言えないと認め得ることを、それぞれ委員全員の一致で承認し、その旨の答申書を、対象者取締役会に提出しているとのことです。

対象者における外部の法律事務所からの助言
対象者プレスリリースによれば、対象者は、法務アドバイザーとして、対象者及び公開買付者から独立した第三者である、法律事務所DUONを選任し、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他留意点について依頼したことです。対象者は、法律事務所DUONから、適宜法的助言を受けながら、対象者が本公開買付けに賛同の意見を表明することが取締役の善管注意義務に違反しない旨の法的意見書も取得したうえ、本公開買付けを含む本取引の是非及び本公開買付価格を含む諸条件等につき慎重に協議・検討を行っているとのこと。対象者は、法律事務所DUONから、上記法的意見書の内容についての説明を受けることを通して、上記法的意見書の合意理性について確認しているとのこと。

対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認
対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、法律事務所DUONから受けた法的助言並びに対象者の第三者算定機関から取得した株式価値算定書の内容を踏まえつつ、第三者委員会からの答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討を行ったとのこと。そして、その結果、対象者の取締役会は、対象者の収益力が低下しており、事業構造の抜本的な改革が必要であること、上場維持のために必要なコストの負担が上場会社であることにより得られるメリットに比して過大であること等を総合的に考慮すると、久保田氏及び公開買付者からの本提案に基づき、可及的速やかにMBOの手法により対象者の非公開化を行うことが、対象者の企業価値を維持し、これを最大化するために必要不可欠であるとの結論に至り、本公開買付けを含む本取引が対象者の中長期的な企業価値の向上に資するものであると判断しているとのこと。

また、本公開買付価格に関しては、()前記「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載された対象者算定機関の算定結果のうち、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法に基づく各算定結果全てを上回る価格であること、()本公開買付けの実施日についての公表日の直近取引成立日である平成26年8月11日のJASDAQにおける対象者普通株式の普通取引終値421円に対して42.5% (小数点以下第二位四捨五入)、過去1ヵ月間(平成26年7月14日から平成26年8月11日まで)の普通取引終値の単純平均株価433円に対して38.6% (小数点以下第二位四捨五入)、過去3ヵ月間(平成26年5月12日から平成26年8月11日まで)の普通取引終値の単純平均株価440円に対して36.4% (小数点以下第二位四捨五入)、過去6ヵ月間(平成26年2月12日から平成26年8月11日まで)の普通取引終値の単純平均株価508円に対して18.1%のプレミアムが加算されていること、() (買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)に記載のとおり利益相反を解消するための措置が十分に採られたうえで決定された価格であること、()対象者は平成26年5月13日17時に平成26年12月期業績の下方修正の公表を行っておりますが、本公開買付価格は、当該公表を行う前の対象者株価(565円)を上回る価格であること等を踏まえ、本公開買付けは、対象者の株主に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断したとのこと。

そして、平成26年8月12日開催の対象者取締役会において、対象者の代表取締役会長である久保田氏を除く対象者取締役全員的一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明すること、かつ、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのこと。また、上記対象者取締役会にはすべての監査役が出席し、出席した監査役全員が、本公開買付けに関して上記意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのこと。

なお、対象者プレスリリースによると、対象者の代表取締役会長である久保田氏は、本公開買付けを含む本取引において、対象者との間で構造的な利益相反状態にあり、特別の利害関係を有することに鑑み、本公開買付けの賛同決議を含む本取引に関して開催された対象者の全ての取締役会について、その審議及び決議には、一切参加しておらず、また、対象者の取締役の立場において公開買付者との協議及び交渉にも参加していないとのこと。

| | |
|--|---|
| | <p>買付予定数の下限の設定</p> <p>公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の下限（1,325,400株）以上の応募があることをその成立の条件としております。買付予定数の下限（1,325,400株）は、対象者平成26年12月期第2四半期決算短信に記載された平成26年6月30日現在の発行済株式総数（9,657,500株）から、対象者支配株主が所有する株式（4,950,508株）及び対象者平成26年12月期第2四半期決算短信に記載された対象者が平成26年6月30日現在所有する自己株式数（2,056,200株）を除いた数（2,650,792株）の過半数に相当する株式数（1,325,397株）について対象者の1単元の株式数である100株単位で切り上げた株式数（1,325,400株、所有割合：17.44%）としております。</p> <p>このように、公開買付者は、対象者支配株主以外の株主から過半数を超える賛同が得られない場合には本公開買付けを行わないこととし、対象者の株主の意思を尊重した買付予定数の下限の設定を行っております。</p> <p>他の買付者からの買付機会を確保するための措置</p> <p>公開買付者は、公開買付期間として法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、比較的長期間である30営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を提供しつつ、対象者普通株式について、他の公開買付者による買付けの機会を確保しております。</p> <p>また、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておりません。上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。</p> |
|--|---|

(3) 【買付予定の株券等の数】

| 買付予定数 | 買付予定数の下限 | 買付予定数の上限 |
|---------------|---------------|----------|
| 2,650,792 (株) | 1,325,400 (株) | (株) |

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（1,325,400株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（1,325,400株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。
- (注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数（2,650,792株）を記載しております。当該最大数は、対象者が平成26年8月12日に公表した対象者平成26年12月期第2四半期決算短信に記載された平成26年6月30日現在の対象者普通株式の発行済株式総数（9,657,500株）から、対象者が所有する自己株式数（2,056,200株）並びに本書提出日現在において対象者支配株主が所有する対象者普通株式（4,950,508株）を控除した株式数です。
- (注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

| 区分 | 議決権の数 |
|--|--------|
| 買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a) | 26,507 |
| aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b) | |
| bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c) | |
| 公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年8月13日現在)(個)(d) | |
| dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e) | |
| eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f) | |
| 特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年8月13日現在)(個)(g) | 49,640 |
| gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h) | |
| hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i) | |
| 対象者の総株主等の議決権の数(平成26年3月31日現在)(個)(j) | 76,299 |
| 買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%) | 34.87 |
| 買付け等を行った後における株券等所有割合 (a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100(%) | 100.00 |

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(2,650,792株)に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年8月13日現在)(個)(g)」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注3) 対象者支配株主であるD I社及び久保田氏を除く特別関係者の所有する株券等も本公開買付けの対象となりますので、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、その分子に、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(g)」のうち当該13,500株に係る議決権数(135個)を加算していません。
- (注4) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成26年3月31日現在)(個)(j)」は、対象者が平成26年5月14日に提出した第21期第1四半期報告書に記載された平成26年3月31日現在の総株主等の議決権の数です。但し、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成26年8月12日に公表した対象者平成26年12月期第2四半期決算短信に記載された平成26年6月30日現在の対象者普通株式の発行済株式総数(9,657,500株)から、対象者が所有する自己株式数(2,056,200株)を控除した株式数(7,601,300株)に係る議決権数(76,013個)を、「対象者の総株主等の議決権の数(平成26年6月30日現在)(個)(j)」として計算しております。
- (注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

6 【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

本公開買付けに応募される方(以下「応募株主等」といいます。)は、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時までに、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください。

本公開買付けに係る応募の受付にあたっては、応募株主等が、公開買付代理人に証券取引口座を開設した上、応募する予定の株式を当該証券取引口座に記録管理している必要があります。本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。また、本公開買付けにおいては、対象者指定の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている株式をもって本公開買付けに応募することは出来ません。応募する予定の株式が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された証券取引口座又は特別口座の口座管理機関に設定された特別口座に記載又は記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した証券取引口座への振替手続を完了していただく必要があります。(注1)

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。

公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、本人確認書類(注2)が必要になります。

上記 の応募株券等の振替手続及び上記 の口座の新規開設には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。

外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、一般的に株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注3)

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込みの受付票が交付されます。

(注1) 対象者指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続について

対象者指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続を公開買付代理人経由又は特別口座の口座管理機関にて行う場合は、特別口座の口座管理機関に届け出ている個人情報と同一の情報が記載された「口座振替申請書」による申請が必要となります。詳細については、公開買付代理人又は特別口座の口座管理機関にお問合せください。ようお願い申し上げます。

(注2) 本人確認書類について

公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合又は日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主の場合には、次の本人確認書類が必要になります。本人確認書類等の詳細については、公開買付代理人へお問合せください。

個人.....住民票の写し(6ヶ月以内に作成されたもの)、健康保険証、運転免許証等(氏名、住所、生年月日全てを確認できるもの)。

法人.....登記事項証明書(6ヶ月以内に作成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容を確認できるもの)。
法人自体の本人確認に加え、取引担当者(当該法人の代表者が取引する場合はその代表者)個人の本人確認が必要となります。

外国人株主.....日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の上記本人確認書類に準じるもの等(本人確認書類は、自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるもの(1)、法人の場合は、名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容の記載のあるもの(2)が必要です。また、当該本人確認書類は、自然人及び法人ともに6ヶ月以内に作成されたもの、又は有効期間若しくは期限のある書類は有効なものに限ります。)及び常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書の写し(3)が必要となります。

(1)外国に居住される日本国籍を有する株主の方は、原則としてパスポートの提出をお願いいたします。

- (2)法人の場合、当該法人の事業内容の確認が必要であるため、本人確認書類に事業内容の記載がない場合は、別途事業内容の確認できる書類（居住者の本人確認書類に準じる書類又は外国の法令の規定により当該法人が作成されることとされている書類で事業内容の記載があるもの）の提出が必要です。
- (3)当該外国人株主の氏名又は名称、国外の住所地の記載のあるものに限り、 常任代理人による証明年月日、 常任代理人の名称、住所、代表者又は署名者の氏名及び役職が記載され、公開買付代理人の証券取引口座に係る届出印により原本証明が付されたもの。

(注3) 日本の居住者の株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には、原則として申告分離課税が適用されます。本公開買付けへの応募による売却につきましても、通常の金融商品取引業者を通じた売却として取り扱われることとなります。税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家に確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時までに、応募受けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

みずほ証券株式会社

東京都千代田区大手町一丁目5番1号

(その他みずほ証券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社

東京都千代田区大手町一丁目5番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

| | |
|---------------|---------------|
| 買付代金(円)(a) | 1,590,475,200 |
| 金銭以外の対価の種類 | |
| 金銭以外の対価の総額 | |
| 買付手数料(b) | 35,000,000 |
| その他(c) | 3,500,000 |
| 合計(a)+(b)+(c) | 1,628,975,200 |

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(2,650,792株)に1株当たりの買付価格(600円)を乗じた金額を記載しています。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。

(注3) 「その他(c)」欄には本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注4) 上記金額には消費税等は含まれていません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

| 種類 | 金額(千円) |
|------|--------|
| | |
| 計(a) | |

【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

| | 借入先の業種 | 借入先の名称等 | 借入契約の内容 | 金額(千円) |
|---|--------|---------|---------|--------|
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 計 | | | | |

ロ 【金融機関以外】

| 借入先の業種 | 借入先の名称等 | 借入契約の内容 | 金額(千円) |
|--------|---------|---------|--------|
| | | | |
| 計 | | | |

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ 【金融機関】

| | 借入先の業種 | 借入先の名称等 | 借入契約の内容 | 金額 (千円) |
|------|--------|---------|---------|---------|
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 計(b) | | | | |

ロ 【金融機関以外】

| 借入先の業種 | 借入先の名称等 | 借入契約の内容 | 金額 (千円) |
|--------|---------------------------------------|---------------------|-----------|
| 不動産賃貸業 | ドリームイメージズ有限公司 (東京都世田谷区代沢五丁目5番6号) (注1) | 買付け等に要する資金の借入れ (注2) | 1,700,000 |
| 計(c) | | | 1,700,000 |

(注1) ドリームイメージズ有限公司は公開買付者の親会社であり、公開買付者が発行する全株式を所有しております。

(注2) 公開買付者は、ドリームイメージズ有限公司から上記金額の融資を受ける予定であります。ドリームイメージズ有限公司が当該融資の裏付けとして、株式会社みずほ銀行から、本公開買付けの成立を条件として、1,700百万円を限度として融資を受ける用意がある旨の確認をしております。なお、当該融資契約においては、貸付実行の前提条件として本書の添付書類である融資証明書記載のとおりのもので定められる予定です。

【その他資金調達方法】

| 内容 | 金額 (千円) |
|------|---------|
| | |
| 計(d) | |

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

1,700,000千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

(2) 【決済の開始日】

平成26年10月2日(木曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後、速やかに応募が行われた時の状態に戻します。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（1,325,400株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（1,325,400株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに前記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

第2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

【会社の沿革】

| 年月 | 事項 |
|---------|---|
| 平成26年7月 | 商号を株式会社AMKとし、本店所在地を東京都世田谷区代沢五丁目5番6号、資本金10,000千円とする株式会社として設立 |

【会社の目的及び事業の内容】

(会社の目的)

1. コンピューター周辺機器の開発、製造及び販売
2. コンピューターソフトウェアの開発、販売及び保守
3. 電話機等各種通信機器及びソフトウェアの開発、販売及び保守業務
4. 新、中古車両、バイク、車両部品の売買及び輸出入
5. 自動車整備事業
6. 自動車レース関連グッズの企画、製造、輸入、販売
7. 各種車両のリース業、レンタカー業
8. 古物営業法による古物商
9. 各種催事の企画及び運営
10. 酒類、清涼飲料水、食料品、装身具、衣類及び日用品雑貨類の輸出入及び販売
11. 不動産の所有、売買、分譲、賃貸借、管理、鑑定及び仲介、代理、斡旋取引
12. 前各号に付随関連する一切の事業

(事業の内容)

公開買付者は、対象者の株券等を取得及び所有することを事業の内容としております。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成26年8月13日現在

| 資本金の額 | 発行済株式の総数 |
|----------|----------|
| 10,000千円 | 200株 |

【大株主】

平成26年8月13日現在

| 氏名又は名称 | 住所又は所在地 | 所有株式の数 (株) | 発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%) |
|---------------|------------------|---------------|----------------------------------|
| ドリームイメージズ有限公司 | 東京都世田谷区代沢五丁目5番6号 | 200 | 100.00 |
| 計 | | 200 | 100.00 |

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成26年 8月13日現在

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 職歴 | | 所有株式数 (千株) |
|-------|----|--------|--------------|----------|--|---------------|
| 代表取締役 | | 久保田 克昭 | 昭和36年 9月 4日生 | 平成7年 7月 | ブラネットジャパン株式会社(現ブラネックスホールディング株式会社) 設立 代表取締役社長 | |
| | | | | 平成8年 9月 | ドリームイメージズ有限会社設立 取締役就任 | |
| | | | | 平成24年 3月 | ブラネックスホールディング株式会社 代表取締役会長(現任) | |
| | | | | 平成24年 9月 | ブラネックスフォースシステムズ株式会社(現ブラネックスカーズ株式会社) 代表取締役社長(現任) | |
| | | | | 平成26年 7月 | 株式会社AMK 代表取締役(現任) | |
| 計 | | | | | | |

(2) 【経理の状況】

公開買付者は、平成26年 7月11日に設立された株式会社であり、設立後、事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されておりません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ 【四半期報告書又は半期報告書】

ハ 【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第 3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成26年 8月13日現在)

| | 所有する株券等の数 | 令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数 | 令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数 |
|------------------|-----------|--------------------------|--------------------------|
| 株券 | 49,640(個) | (個) | (個) |
| 新株予約権証券 | | | |
| 新株予約権付社債券 | | | |
| 株券等信託受益証券 () | | | |
| 株券等預託証券 () | | | |
| 合計 | 49,640 | | |
| 所有株券等の合計数 | 49,640 | | |
| (所有潜在株券等の合計数) | () | | |

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成26年 8月13日現在)

| | 所有する株券等の数 | 令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数 | 令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数 |
|------------------|-----------|--------------------------|--------------------------|
| 株券 | (個) | (個) | (個) |
| 新株予約権証券 | | | |
| 新株予約権付社債券 | | | |
| 株券等信託受益証券 () | | | |
| 株券等預託証券 () | | | |
| 合計 | | | |
| 所有株券等の合計数 | | | |
| (所有潜在株券等の合計数) | () | | |

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(平成26年8月13日現在)

| | 所有する株券等の数 | 令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数 | 令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数 |
|------------------|-----------|--------------------------|--------------------------|
| 株券 | 49,640(個) | (個) | (個) |
| 新株予約権証券 | | | |
| 新株予約権付社債券 | | | |
| 株券等信託受益証券 () | | | |
| 株券等預託証券 () | | | |
| 合計 | 49,640 | | |
| 所有株券等の合計数 | 49,640 | | |
| (所有潜在株券等の合計数) | () | | |

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(平成26年8月13日現在)

| | |
|-----------|---|
| 氏名又は名称 | 久保田 克昭 |
| 住所又は所在地 | 東京都世田谷区代沢五丁目5番6号（公開買付者所在地） |
| 職業又は事業の内容 | 対象者の代表取締役会長 公開買付者の代表取締役 |
| 連絡先 | 連絡者 弁護士 小野 聡 連絡場所 東京都千代田区神田小川町1丁目8番8号神田小川町東誠ビル 5F ライブラ法律会計事務所 電話番号 03-6206-9666 |
| 公開買付者との関係 | 公開買付者の役員 公開買付者に対して特別資本関係を有する法人の役員 公開買付者との間で、本公開買付け成立後において共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者 |

(平成26年8月13日現在)

| | |
|-----------|--|
| 氏名又は名称 | ドリームイメージズ有限公司 |
| 住所又は所在地 | 東京都世田谷区代沢五丁目5番6号 |
| 職業又は事業の内容 | 不動産賃貸管理業、資産管理に関連する業務等 |
| 連絡先 | 連絡者 弁護士 小野 聡 連絡場所 東京都千代田区神田小川町1丁目8番8号神田小川町東誠ビル 5F ライブラ法律会計事務所 電話番号 03-6206-9666 |
| 公開買付者との関係 | 公開買付者に対して特別資本関係を有する法人 公開買付者との間で、本公開買付け成立後において共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者 |

(平成26年8月13日現在)

| | |
|-----------|--|
| 氏名又は名称 | 久保田 篤 |
| 住所又は所在地 | 東京都世田谷区代沢五丁目5番6号(公開買付者所在地) |
| 職業又は事業の内容 | 無職 |
| 連絡先 | 連絡者 弁護士 小野 聡 連絡場所 東京都千代田区神田小川町1丁目8番8号神田小川町東誠ビル 5F ライブラ法律会計事務所 電話番号 03-6206-9666 |
| 公開買付者との関係 | 公開買付者の役員の親族(久保田氏の父) |

【所有株券等の数】

久保田 克昭

(平成26年8月13日現在)

| | 所有する株券等の数 | 令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数 | 令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数 |
|---------------|-----------|--------------------------|--------------------------|
| 株券 | 9,261(個) | (個) | (個) |
| 新株予約権証券 | | | |
| 新株予約権付社債券 | | | |
| 株券等信託受益証券() | | | |
| 株券等預託証券() | | | |
| 合計 | 9,261 | | |
| 所有株券等の合計数 | 9,261 | | |
| (所有潜在株券等の合計数) | () | | |

(注) 上記の所有する株券等の数には、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者普通株式(17,008株(小数点以下切り捨て))に係る議決権の合計数170個を含めております。

ドリームイメージズ有限公司

(平成26年8月13日現在)

| | 所有する株券等の数 | 令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数 | 令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数 |
|---------------|-----------|--------------------------|--------------------------|
| 株券 | 40,244(個) | (個) | (個) |
| 新株予約権証券 | | | |
| 新株予約権付社債券 | | | |
| 株券等信託受益証券() | | | |
| 株券等預託証券() | | | |
| 合計 | 40,244 | | |
| 所有株券等の合計数 | 40,244 | | |
| (所有潜在株券等の合計数) | () | | |

久保田 篤

(平成26年8月13日現在)

| | 所有する株券等の数 | 令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数 | 令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数 |
|---------------|-----------|--------------------------|--------------------------|
| 株券 | 135(個) | (個) | (個) |
| 新株予約権証券 | | | |
| 新株予約権付社債券 | | | |
| 株券等信託受益証券() | | | |
| 株券等預託証券() | | | |
| 合計 | 135 | | |
| 所有株券等の合計数 | 135 | | |
| (所有潜在株券等の合計数) | () | | |

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

公開買付者は、対象者支配株主であるD I社及び久保田氏が所有する対象者普通株式合計4,950,508株（所有割合65.13%）について、本公開買付けに応募しない旨を合意しております。

また、公開買付者は、対象者支配株主より、本公開買付けが成立した場合に、前記本株主総会及び本種類株主総会において本全部取得手続に関連する議案に賛成する旨の同意を得ております。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成26年8月12日開催の対象者取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのことです。なお、これらの対象者の意思決定の過程に係る詳細については、対象者プレスリリース及び前記「第1 公開買付要項 4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数 (2) 買付け等の価格 算定の経緯」をご参照ください。

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者は、対象者支配株主であるD I社及び久保田氏が所有する対象者普通株式合計4,950,508株（所有割合65.13%）について、本公開買付けに応募しない旨を合意しております。

また、公開買付者は、対象者支配株主より、本公開買付けが成立した場合に、前記本株主総会及び本種類株主総会において本全部取得手続に関連する議案に賛成する旨の同意を得ております。

(3) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

前記「第1 公開買付要項 3 買付け等の目的 (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性等を担保するための措置

前記「第1 公開買付要項 4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数 (2) 買付け等の価格 算定の経緯」をご参照ください。

第5 【対象者の状況】

1 【最近3年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

| 決算年月 | | | |
|--------------|--|--|--|
| 売上高 | | | |
| 売上原価 | | | |
| 販売費及び一般管理費 | | | |
| 営業外収益 | | | |
| 営業外費用 | | | |
| 当期純利益（当期純損失） | | | |

(2) 【1株当たりの状況】

| 決算年月 | | | |
|------------|--|--|--|
| 1株当たり当期純損益 | | | |
| 1株当たり配当額 | | | |
| 1株当たり純資産額 | | | |

2 【株価の状況】

| 金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名 | 東京証券取引所 JASDAQスタンダード市場 | | | | | | |
|--------------------------------|------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 月別 | 平成26年 2月 | 平成26年 3月 | 平成26年 4月 | 平成26年 5月 | 平成26年 6月 | 平成26年 7月 |
| 最高株価（円） | 633 | 598 | 589 | 574 | 468 | 455 | 454 |
| 最低株価（円） | 580 | 571 | 570 | 404 | 421 | 428 | 421 |

（注）平成26年8月については、8月12日までのものです。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

| 区分 | 株式の状況（1単元の株式数 株） | | | | | | | 単元未満 株式の状況 （株） | |
|-----------------|------------------|------|--------------|------------|-------|----|-----------|----------------------|---|
| | 政府及び地 方公共団体 | 金融機関 | 金融商品 取引業者 | その他の 法人 | 外国法人等 | | 個人 その他 | | 計 |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数(人) | | | | | | | | | |
| 所有株式数 （単元） | | | | | | | | | |
| 所有株式数 の割合(%) | | | | | | | | | |

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

| 氏名又は名称 | 住所又は所在地 | 所有株式数(株) | 発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%) |
|--------|---------|----------|---------------------------------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 計 | | | |

【役員】

平成 年 月 日現在

| 氏名 | 役名 | 職名 | 所有株式数(株) | 発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%) |
|----|----|----|----------|---------------------------------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 計 | | | | |

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第19期(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日) 平成25年3月27日関東財務局長に提出

事業年度 第20期(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日) 平成26年3月28日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第21期第1四半期(自 平成26年1月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年5月14日関東財務局長に提出

対象者によれば、平成26年8月14日に、第21期第2四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)に係る四半期報告書を関東財務局に提出する予定であるとのこと。

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

訂正報告書(上記 の第19期有価証券報告書の訂正報告書)を平成25年9月6日関東財務局長に提出

訂正報告書(上記 の第20期有価証券報告書の訂正報告書)を平成26年4月1日関東財務局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

プラネックスホールディング株式会社
(東京都渋谷区恵比寿西二丁目11番9号 プラネックス ボルタ)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

(1) 「平成26年12月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表

対象者は、東京証券取引所において、平成26年8月12日に「平成26年12月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該発表に基づく対象者の決算短信の概要は、以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者は、その正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。

平成26年12月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)の概要(平成26年8月12日公表)

損益の状況(連結)

| 決算年月 | 平成26年12月期(第21期) 第2四半期連結累計期間 |
|------------|--------------------------------|
| 売上高 | 4,469,581千円 |
| 売上原価 | 3,782,909千円 |
| 販売費及び一般管理費 | 896,433千円 |
| 営業外収益 | 23,841千円 |
| 営業外費用 | 56,015千円 |
| 四半期純損失() | 258,943千円 |

1株当たりの状況(連結)

| 決算年月 | 平成26年12月期(第21期) 第2四半期累計期間 |
|----------------|------------------------------|
| 1株当たり四半期純損失() | 33円98銭 |
| 1株当たり配当額 | |
| 1株当たり純資産額 | 838円31銭 |

(2) 「第2四半期累計期間業績予想値と実績値との差異及び通期業績予想の修正に関するお知らせ」の公表

対象者は、平成26年8月12日に「第2四半期累計期間業績予想値と実績値との差異及び通期業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく対象者の平成26年12月期通期連結業績予想の修正（平成26年1月1日～平成26年12月31日）は以下の通りです。なお、以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものです。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。

（金額の単位：百万円）

| | 売上高 | 営業利益 | 経常利益 | 当期純利益 | 1株当たり当期純利益 |
|------------------------|--------|------|------|-------|------------|
| 前回発表予想（A） | 10,061 | 68 | 45 | 15 | 1円97銭 |
| 今回発表予想（B） | 9,642 | 142 | 190 | 207 | 27円19銭 |
| 増減額（B - A） | 419 | 210 | 235 | 192 | |
| 増減率（%） | 4.1 | | | | |
| （ご参考） （平成25年12月期実績） | 9,794 | 354 | 145 | 60 | 7円41銭 |